



公共施設附帯駐車場 有料化の考え方（素案）

令和4年〇〇月

1 趣旨

本市では、「時代に即した行政経営の基本方針 2017（C3 成長加速化方針）」、「茅ヶ崎市財政健全化緊急対策」に基づき、受益者負担の適正化を進めることとしています。

利用者にとって使いやすい施設とするためには、施設の機能を維持し、管理運営を行うための経費が必要です。この経費については、施設を利用する人に一定の負担を求めていくことで、施設を利用しない人との公平性の確保につながるものと考えます。

公共施設附帯駐車場は、施設利用者の利便性を確保するために行政サービスの一環として設置したものであり、これまで多くの施設で無料としてきましたが、施設の一定空間を占有する便益を受けている利用者と、利用しない人との間で公平性に差が生じています。

また、公共施設附帯駐車場には、目的外利用や長時間利用、入庫待ちによる交通渋滞の発生などの課題があることから、駐車場の適正利用に向けた改善を図る必要があります。

令和3年10月に実施した「公共施設の駐車場についてのアンケート」では、一定の無料時間を設けるなど条件付きの意見も含めると、回答者のうち約80%の方から駐車場の有料化に肯定的な意見をいただきました。

以上のことから、公共施設附帯駐車場における駐車場有料化の考え方を定め、取り組みを進めていくこととします。

2 これまでの取り組み

本市では、公共施設に附帯された駐車場について、受益者負担の適正化や財源の有効活用の観点から、施設の新設やリニューアルの実施等にあわせて有料化を進めてきました。

また、これらに加え、利便性の向上や道路交通の円滑化、無断駐車解消等を図るための駐車場を設置してきました。

(1) 公共施設附帯駐車場

- ・行政拠点地区駐車場（市役所、総合体育館、市民文化会館）
- ・茅ヶ崎市立病院駐車場 ・柳島しおさい公園駐車場 ・柳島スポーツ公園駐車場

(2) 利便性の向上や道路交通の円滑化等を図るための駐車場

- ・東海岸南自動車駐車場 ・茅ヶ崎漁港駐車場

3 基本的な考え方

公共施設附帯駐車場について、受益者負担の適正化を進めるとともに、駐車場の適正利用や、市有財産の有効活用による駐車場の維持管理に係る財政的負担の軽減、不要なマイカー利用の抑制に

よる温室効果ガス排出量削減の取り組みを推進するため、原則として有料化を進め、利用者に使用料として一定の負担を求めていくこととします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、有料化しないことができるものとします。

- (1) 駐車台数が少なく、有料化しても採算が見込めない施設
- (2) 障がいのある方が専ら利用する施設
- (3) 施設関係者や事業者等の専用駐車場、又は送迎や荷下ろし用駐車場であり長時間の駐車に適さない施設
- (4) 法令等により駐車場を無料としなければならないことが定められている施設

4 検討対象とする施設

基本的な考え方を踏まえ、全ての公共施設附帯駐車場について有料化の可能性を検討した結果、今後有料化に向けた具体的な取り組みを進める施設は次の3施設とします。

また、これら以外の施設についても、施設の新設や改修等の機会を捉え、駐車場の有料化を検討することとします。

- 茅ヶ崎公園
- 茅ヶ崎市美術館 / 茶室・書院 松籟庵
- 茅ヶ崎市体育館

5 使用料及び利用時間の設定

(1) 使用料

使用料の設定については、次の事項を勘案して施設ごとに設定するものとします。

- ア 当該施設の維持管理に要する費用
- イ 施設の利用形態及び提供するサービス内容
- ウ 近隣の類似施設や先行して有料化している駐車場の使用料

(2) 利用時間

利用時間の設定については、利用者の利便性向上及び市有財産の有効活用を図るため、24時間利用を原則とし、次の事項を勘案して施設ごとに設定するものとします。

- ア 適切な管理運営体制の確保
- イ 近隣地域の特性等
- ウ 施設の開館時間
- エ その他、施設の利用形態及び提供するサービス内容に応じて必要となる範囲

6 減免の設定

平成 28 年 1 月に供用を開始した行政拠点地区駐車場については、実質的には市役所、総合体育館、市民文化会館といった施設を使用される方の利用が多いことから、事務手続きに要する時間に限っては減免を行うこととし、その時間を 1 時間に設定しています。

また、平成 29 年 2 月に策定した「使用料等の減額免除の見直しについて」において、公の施設の使用料等の減額や免除は、政策的な配慮に基づき実施するもので、受益者負担の原則の例外として真にやむを得ないものに限定されるべきものとしているものの、前述のアンケートにおいては、駐車場の有料化に肯定的な意見をいただいた方のうち、約 77%の方が施設利用者には一定の無料時間を設けた方が良いと回答しています。

これらの状況を踏まえ、公共施設附帯駐車場については、行政拠点地区駐車場と同様に 1 時間の減免を行うとともに、次に場合についても減免を行うこととします。

ア 障がいのある方が使用する場合

イ その他、市からの依頼で会議・事業等に出席する者や、施設の利用形態及び提供するサービス内容から特に配慮が必要と判断される場合

なお、本考え方に基づく減免の設定については、公共施設附帯駐車場にのみ適用するものとし、公共施設に付帯しておらず道路交通の円滑化等を目的として導入する駐車場については適用しないこととします。また、既に有料化を行っている公共施設附帯駐車場についても原則適用しないこととしますが、施設の改修や管理体制の見直し等の機会を捉え、本考え方に基づく減免の設定を検討することとします。

7 有料化の進め方

駐車施設の有料化を進めるに当たっては、検討対象とした施設について、個別課題、運用面での課題、有料化手法等の検討を行った上で、施設ごとに使用料、減免の内容等を設定した実施要領等を策定し、令和 4 年 ● 月以降、順次対象施設の条例を改定した後に有料化を進めていくこととします。

なお、施設の運営手法については、民間事業者の持つ豊富なノウハウ等の活用を積極的に検討し、効率的な施設運営を図っていくこととします。

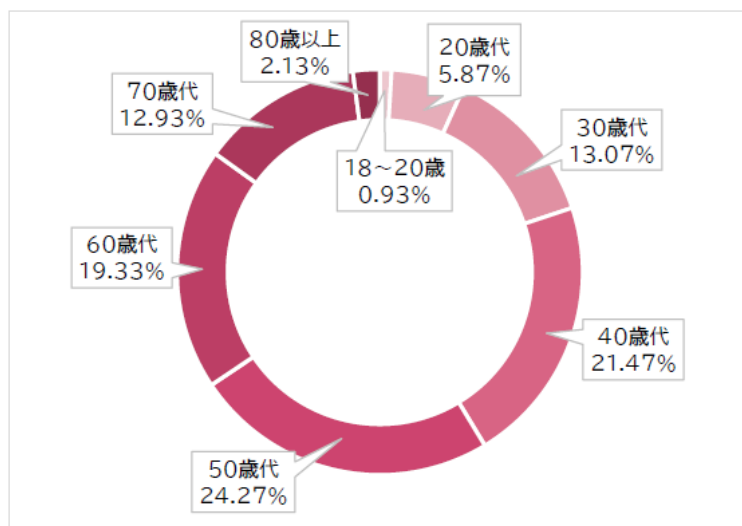
【参考】公共施設の駐車場についてのアンケート結果（令和3年10月実施）

公共施設の駐車場の課題を解消しこれからの駐車場のあり方を検討するために、無作為に抽出した18歳以上の市民の方3,000人の方を対象にアンケートを実施いたしました。

- (1) 対象者 無作為に抽出した18歳以上の市民 3,000人
- (2) 調査期間 令和3年10月4日（月）から令和3年11月3日（水・祝）まで
- (3) 調査方法 インターネット上のアンケート回答フォームのアドレスが記載されたハガキを郵送し、回答者のPC・スマートフォン等から回答
- (4) 回答率 ハガキ発送数…3,000通、有効回答数…750、回答率…25%

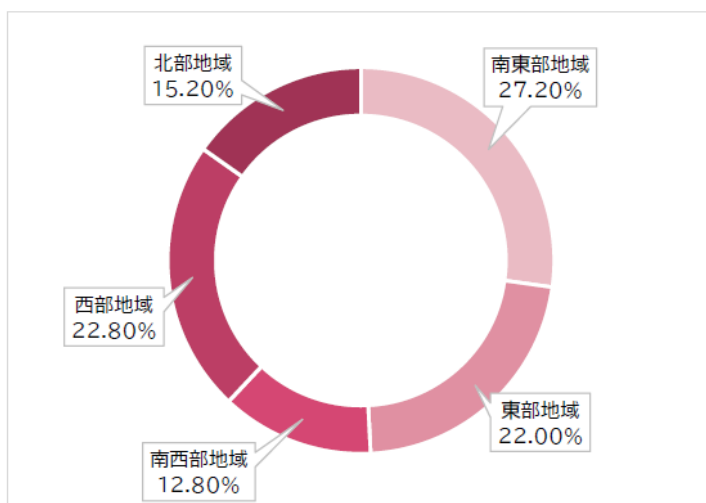
（1）回答者自身のことについて

①年齢



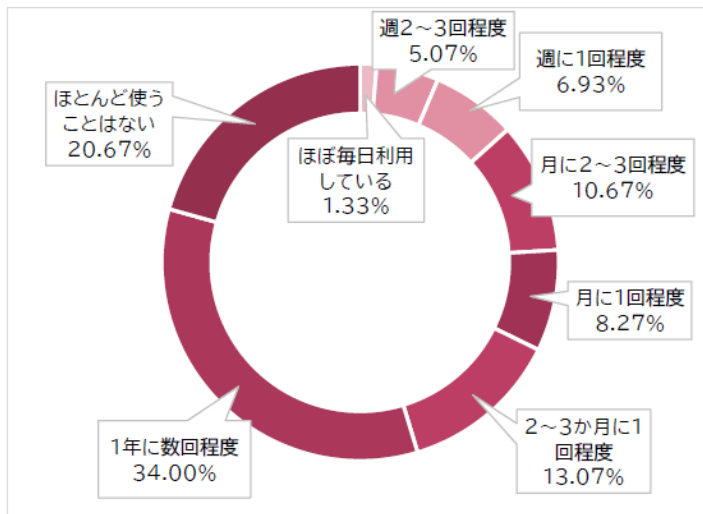
	回答数
18～20歳	7
20歳代	44
30歳代	98
40歳代	161
50歳代	182
60歳代	145
70歳代	97
80歳以上	16

②お住いの地域



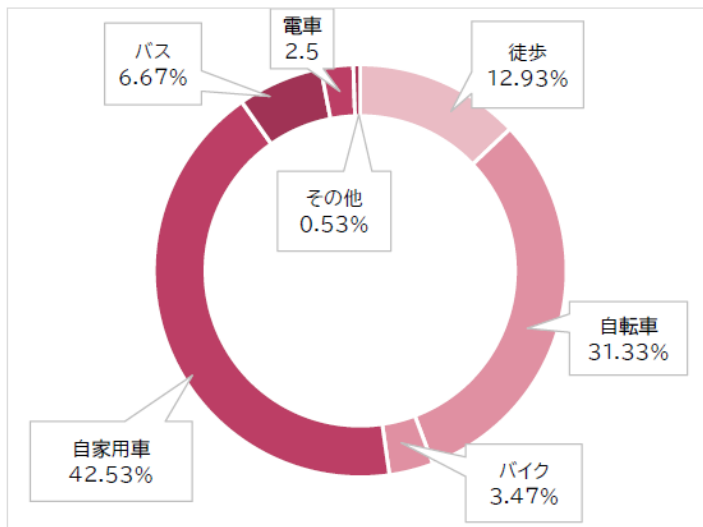
	回答数
南東部地域	204
東部地域	165
南西部地域	96
西部地域	171
北部地域	114

(2) あなたは市の施設をどの程度の頻度で利用していますか



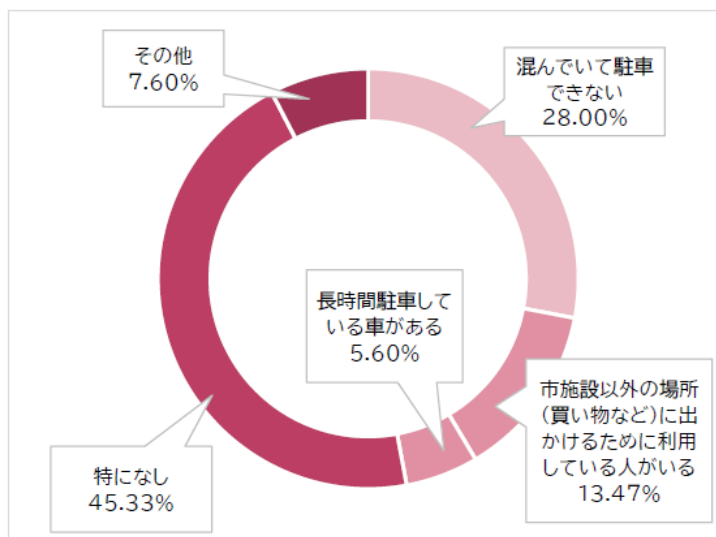
	回答数
ほぼ毎日利用している	10
週2~3回程度	38
週に1回程度	52
月に2~3回程度	80
月に1回程度	62
2~3か月に1回程度	98
1年に数回程度	255
ほとんど使うことはない	155

(3) あなたがよく利用する市施設に行くとき、主にどのような交通手段を用品か



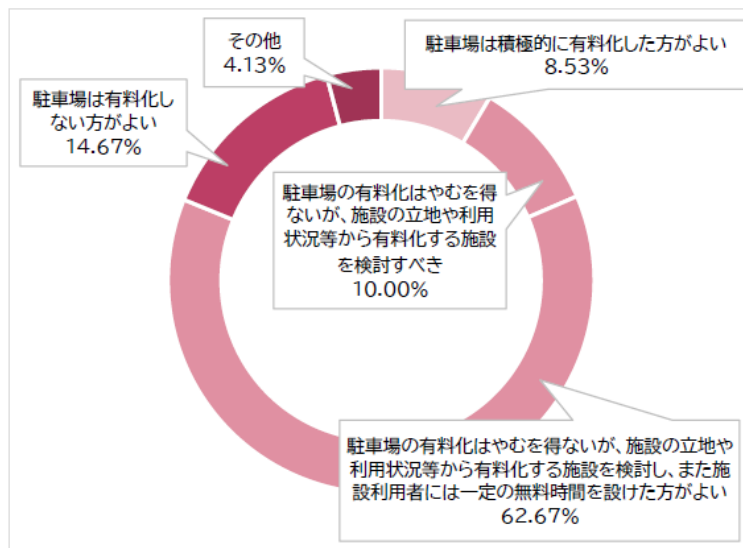
	回答数
徒歩	97
自転車	235
バイク	26
自家用車	319
バス	50
電車	19
その他	4

(4) あなたが市施設を利用するとき、駐車場について課題と感ずることはありますか



	回答数
混んでいて駐車できない	210
市施設以外の場所に出かけるために利用している人がいる	101
長時間駐車している車がある	42
特になし	340
その他	57

(5) 受益者負担の考え方について、あなたの考えに最も近いものはどれですか



	回答数
駐車場は積極的に有料化した方がよい	64
駐車場の有料化はやむを得ないが、施設の立地や利用状況等から有料化する施設を検討すべき	75
駐車場の有料化はやむを得ないが、施設の立地や利用状況等から有料化する施設を検討し、また施設利用者には一定の無料時間を設けた方がよい	470
駐車場は有料化しない方がよい	110
その他	31

公共施設附帯駐車場有料化の考え方（素案）

令和4年（2022年）●月発行

発行 茅ヶ崎市

編集 企画部行政改革推進室行政改革推進担当

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111

FAX 0467-87-8118

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp>